



生活情報誌

マイシティライフ 204

- 2 …… 特集 平成21年度「くらしの達人」入選作品決定！！
- 4 …… 暮らし百科 消費者教育 ～はじめの一步～
- 5 …… すぐに使えるちえぶくろ 衣類等の取扱い絵表示
- 6 …… 消費生活相談の小窓 特定商取引法・割賦販売法改正施行後の相談について
- 8 …… その他 市民総合相談課ごあんない・ミニクイズ ほか

～シンポジウム「未来へつなぐ消費生活を京都から」を開催～

2月2日、内閣府消費者委員会の松本恒雄委員長を迎え、シンポジウムを開催しました。松本委員長による基調講演のほか、京都市消費生活審議会が取りまとめたメッセージ「未来へつなぐ消費生活を京都から始めましょう～消費者庁の発足に当たって～」をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました。



京都市男女共同参画センター(中京区)：パネルディスカッションの風景
(パネリスト)二之宮義人氏、松本恒雄氏、渡邊明子氏、門川大作 (コーディネーター)松岡久和氏

今号の消費者川柳

図書カード
3,000円分
進呈!

「いません!!」 ドアをあけずに きっぱりと (西京区在住の方の作品)

マイシティライフでは、市民自らが消費生活についての意識を高めていただく機会とするため、「消費者川柳」を募集しています。

悪質商法や消費者問題への警鐘など、消費者の喜怒哀楽を川柳にしてみませんか!

※応募については、8ページをご覧ください。

平成21年度「くらしの達人」入選作品決定!!

小学生・中学生を対象に身近な消費生活に関する標語を募集しました。審査の結果、入選作品60点を決定しました。入選者名は敬称を略し、コメントは原文のまま掲載しています。なお、ここで掲載した作品のほか、奨励賞47点が入選しています。

京都市長賞

◆テーマ③「ケータイとわたしたち」◆

小学生

「メールより 会って話そう 伝えよう」

古澤 楓(大枝小学校6年生)

メールや電話より実際、会って話すほうが伝わると思うことから決めました。



◆テーマ①「お金の使い方」◆

中学生

「ぜいたくはほんの少しがちょうどよい」

人見 麻衣(向島中学校3年生)

不景気な今、私たちが生きるこれからの未来社会で、ぜいたくばかりすることは許されなくなると今を生き抜いて思ったのです。毎日ぜいたくするよりも、ほんの少しのほうが、うれしさは倍になると思いました。



応募
状況

486名 809点

①「お金の使い方」 ②「豊かな食生活」 ③「ケータイとわたしたち」

広告

志津屋こだわりの味わい
選りすぐった材料を丹念に仕込み、
創業五〇余年の技術で焼き上げた
志津屋独自のこだわりの味。
召しませ、京風あんぱん

丹波大納言小倉あん
丹波大納言こしあん
丹波大納言あずき入白あん
宇治抹茶入白あん
スイートポテトあん
5種類の上品な美味しさを
お楽しみ下さいませ。

SIZUYA
BAKERY CAFE

株式会社志津屋
京都市右京区山ノ内五反田町 35
TEL(075)811-6000(代) <http://www.sizuya.co.jp>

広告

室内でガス機器をご使用のお客様へ 大阪ガス 換気をお願い。

ガスストーブや小型湯沸器などのガス機器は、室内で換気不十分な状態で使用すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起し、死亡事故に至るおそれがございます。ご使用にあたっては、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

ガスストーブをご使用いただく場合は、
30分に1回、1分程度換気をお願いします。
(ガスファンヒーターは1時間に1回、1分程度換気をお願いします。)

小型湯沸器やガスコンロをご使用いただく場合は、
必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をお願いします。

※機器の安全な使用方法は弊社ホームページにも掲載しております。

本件に関するお客さまのお問い合わせは
大阪ガスお客さまセンター フリーダイヤル 0120-8-94817
受付時間/月～土 :午前9時～午後7時まで 大阪ガスホームページ <http://www.osakagas.co.jp/>
日・祝日:午前9時～午後5時まで

小学生 優秀賞(5作品)

◆ テーマ① 「お金の使い方」 ◆

「貯金箱 夢をかなえる 宝物」

茶元 美樹(嵐山小学校6年生)

貯金してゆっくりと欲しい物を考えている時間は楽しい。欲しい物をすぐ買うと、後で失敗したと思う事がある。

「一つだけ ほんとにほしい 物はこれ」

藤本 沙里(嵯峨小学校6年生)

本当にほしいものだけじゃなくていらぬものをかうとたまっていなくなるから考えました。

◆ テーマ② 「豊かな食生活」 ◆

「おかわりと 差し出す先の 母笑顔」

岩佐 由基(嵯峨小学校6年生)

ご飯のおかわりをする時にお母さんがいつも笑顔だから。

「食べようよ 笑顔をくれる 朝ごはん」

朝子 莉帆(嵯峨小学校6年生)

朝ごはんをしっかり食べた一日は、元気になって友達とも楽しく遊べるし、勉強の時も授業の内容が頭に入りやすくなります。そうすると、笑顔も自然に出てきます。たくさんの笑顔をつくるためには朝ごはんを毎日食べないといけません。

◆ テーマ③ 「ケータイとわたしたち」 ◆

「目を見よう ケータイよりも 伝わるよ」

玉岡 真希(西院小学校6年生)

「ありがとう」や「ごめんね」は直接話す方が伝わる。メールや電話だとお互いの表情も見えないしケータイやパソコンに頼らないほうがいい。

中学生 優秀賞(6作品)

◆ テーマ② 「豊かな食生活」 ◆

「ありがとう! 「いただきます」と 言える今日」

矢澤 友恵(深草中学校1年生)

貧しくて、ごはんも食べられない小さい子供が世界中たくさんいるので、私達は感謝しなければいけないと思いました。

「朝ご飯 それはあたまの 目覚ましだ」

近藤 領哉(勸修中学校2年生)

朝ご飯を食べた時と、食べなかった時では、全く頭の回転の早さが違うので、朝ご飯を食べない人も、ぜひ一朝ご飯を食べてみてください!!

「不景気で 曲がりきゅうりの 旨さ知る」

中澤 侑子(向島中学校3年生)

野菜の形にこだわらず、おいしくて安く、安全性の高いものを買っていきたい。

◆ テーマ③ 「ケータイとわたしたち」 ◆

「気を付ける かわいいサイトに 暗いわな」

大塚 あかり(京都御池中学校1年生)

最近、学校でも、ケータイの問題が、さわがれているし、この標語は、自分にも言い聞かせるように作りました。

「ケータイの 向こうの気持ち よみとれず」

柿本 彩夏(勸修中学校2年生)

ケータイじゃ相手の顔とかが見られず、何も考えずいろいろなことを送ってしまって、相手が悲しんだりするから。

「ケータイを 持たない選択 いま中3」

石田 奈菜子(向島中学校3年生)

高校生の大部分、中学生でも多くの人が自分の携帯を持っているらしい。私も欲しいなあと思うときもあるけれど、それに振り回されて時間がなくなるのは嫌なので責任を持って上手につき合えるまで持たないでおこうと思う。

広告

法的トラブルの解決は、まず電話から

法制度や適切な相談窓口
を紹介します。

0503383-5433

平日/9:00~12:00 13:00~16:00

京都市中京区河原町三条上ル
京都朝日会館9階

法テラス京都

「法テラス」は総合法律支援法に基づき設立された公的な法人です。



広告

わたしの暮らし
わたしたちの
地域に

協同がはぐくむ
安心と笑顔を



京都生活協同組合

075-681-2190 <http://www.kyoto.coop/>

京都市小学校社会科教育研究会
会長 高向 健次

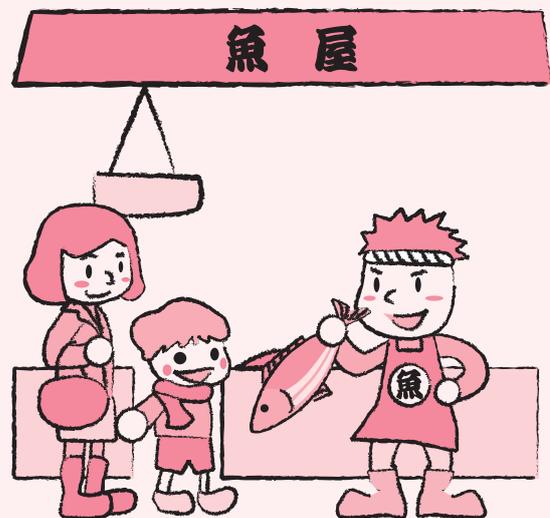
「魚屋の〇〇に行きました。おじさんの威勢のいい声が響いています。『ご希望通りに切りますよ』『今日のアジはタタキでもいけるよ』札には値段といっしょに産地も書かれていました。京都のものはほとんどありません。地図で調べると遠い地方から届いているものが多かったです。外国で獲れたものもありました。お客さんの話では、この店はお勧めの魚の調理方法も教えてくれるので、晩御飯をつくるヒントになってとても助かるそうです。お店のおじさんも『この間、教えてもらった通りに煮たら美味しかったという声を聞くと、またいい品物を仕入れようという気持ちになるよ』『料理の仕方も勉強しているんだよ』と、やさしく話してくれました。『中央市場までの仕入れは夜明け前なので大変だけどね』と言いながらも、おじさんの顔はうれしそうです。」

3年生が社会科<商店のはたらき>の学習で地域のお店を見学したときの感想です。校区にある商店を訪れ、仕事の様子を観察したり仕事に携わっている人から話を聞いたりする活動を通して、販売の仕事の工夫と自分たちの生活とのかかわりについて気付いていく学習です。

お客さんとのコミュニケーションを大事にしながら自信をもって商品を販売する店主の姿。商品を目の当たりにして、その良さに気付き、値段と相談しながらも店主の言葉を信頼して購入する消費者。3年生が感じ取った販売者の商品に対する誇りや、売り手と買い手との心のつながり。こんな温もりの感じられる売買行為(契約)は子どもたちの心にしっかりと残しておきたいものです。小学校における最初の消費者教育とも言えます。

ところが、今の世の中、このような対面販売だけではなく、もっと複雑になっています。利便性の追求から、カタログ販売やテレビショッピングといった通信販売、インターネット取引など、画像や映像でしか商品や販売者を見ることのできないケースが増えています。ときには販売者の姿すら見えない場合もあります。また、売買という取引行為も現金を介することなく、クレジットカードを用いるケースも増えてきています。

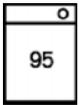
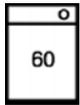
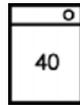
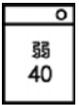
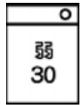
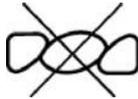
そのような中、便利さの裏で様々なトラブルが起きていることを子どもたちに教える必要があります。悪用する人が後を絶たない現実を純真な子どもたちに教えなければならないことは、とても残念です。貴重な体験を通して売買行為(契約)にはほのぼのとした心温まるものがあることに気づいた子どもたちに悪質な行為を教えるのはつらいことです。しかし、子どもたちが被害者にならないためにも教えないわけにはいきません。



ご存知ですか？

衣類等の取扱い絵表示

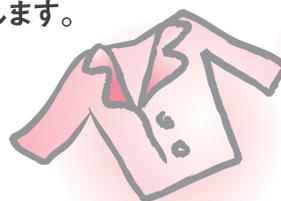
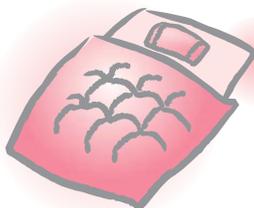
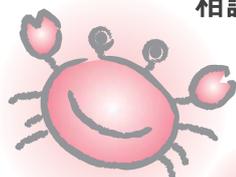
衣類には、洗濯の仕方やアイロンのかけ方などの適切な取扱方法を表示した「取扱い絵表示」が
ついています。大切な衣類を傷めないために、洗濯をする前は、必ずこの絵表示を確認しましょう！

洗い方					
	液温は、95℃を限度とし、洗濯機による洗濯が出来る。		液温は、60℃を限度とし、洗濯機による洗濯が出来る。		液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯が出来る。
	液温は、40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い（振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがある）がよい。		液温は、30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い（振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがある）がよい。		液温は、30℃を限度とし、弱い手洗い（振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがある）がよい。（洗濯機は使用不可）
	水洗いはできない。				
塩素漂白の可否					
	塩素系漂白剤による漂白ができる。		塩素系漂白剤による漂白はできない。		
アイロンのかけ方					
	アイロンは210℃を限度とし、高い温度（180～210℃まで）で掛けるのがよい。		アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度（140～160℃まで）で掛けるのがよい。		
	アイロンは120℃を限度とし、低い温度（80～120℃まで）で掛けるのがよい。		アイロン掛けはできない。		
ドライクリーニング					
	ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロエチン又は石油系のものを使用する。		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。		ドライクリーニングはできない。
絞り方					
	手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。		絞ってはいけない。		
干し方					
	つり干しがよい。		日陰のつり干しがよい。		平干しがよい。
			平干しがよい。		日陰の平干しがよい。

- 「取扱い絵表示」は、「家庭用品品質表示法」に基づき日本工業規格（JIS）で規定されています。海外の衣料品についてはISO（国際標準化機構）で規定する取扱い絵表示が用いられています。
- 詳しくは、経済産業省のホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/guide/wash.html> をご覧ください。

特定商取引法・割賦販売法 改正施行後の相談について

訪問販売など消費者トラブルの多い特定の取引を規制する特定商取引法と、クレジットを規制する割賦販売法が改正され、平成21年(2009年)12月1日から施行されました。消費者の被害救済・保護がどのように強化されたのか、相談事例をもとに改正のポイントを説明します。



事例1

Q. 電話勧誘で1万円のカニを買いました。クーリング・オフできますか。

A. 8日以内ならクーリング・オフできます。

ポイント

訪問販売、電話勧誘販売などは、一部の例外を除き、原則すべての商品・役務が対象となり、従来はクーリング・オフできなかった生鮮食品のカニもできるようになりました。

なお、3千円に満たない現金取引や、乗用自動車など、クーリング・オフになじまない商品・役務はクーリング・オフできません。また、使用した化粧品等の消耗品もクーリング・オフできない場合があります。

広告

●借金や過払い金の問題などでお困りの方へ
無料法律相談のご案内

 **クレジット・サラ金相談**

相談料 初回無料 (1回 30分)

(京都弁護士会館と京都タワービルで実施!)

詳しくはお問い合わせ下さい!!

●遺言書作成や相続でお困りの方へ

遺言・相続センター

無料で手軽な電話法律相談

相談料 無料 (1回 20分)

受付: 平日(月~金) 午後 1時~3時 30分

◆お電話いただければ、
弁護士に取り次ぎます! ◆

まずはお電話を!!



075-231-2378

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会



075-255-4990

事例2

Q. 一人暮らしの高齢の母が訪問販売で羽毛布団を5組、契約しました。母は年金収入しかなく「いけない」と断ったらしいのですが、しつこく勧誘をされて、全てクレジットの分割払いで契約したようです。母の毎月の支払いは10万円を超え、既に30万円以上支払っています。布団を返品して支払ったお金を返してもらえますか。

A. 羽毛布団を返品し、返金してもらえらる可能性があります。

ポイント

- ・訪問販売では「契約しない旨の意思」を表示した消費者への再勧誘は禁止されました。「忙しいから後で」では断った事になりません。「いけない」、「お断りします」などと、はっきり断りましょう。
 - ・訪問販売では、「通常必要とされる量を著しく超えた」過量販売は、契約後1年間は契約の解除が可能となりました。例外は消費者に契約する特別な事情があった場合のみです。
 - ・訪問販売業者等が虚偽説明や過量販売を行った場合、個別クレジット契約も解消し、クレジット会社に既に消費者が支払ったお金の返還請求ができるようになりました。
- (2010年12月までに、クレジット会社には信用情報機関の利用が義務付けられ、消費者の支払能力を越える過剰な与信は禁止になります。)

事例3

Q. 新聞で通信販売の広告を見て7千円のジャケットを注文しましたが、届いた商品は広告のイメージとは違うものでした。広告には返品についての記載がありませんが、返品できますか。

A. 8日以内なら、送料負担で返品できます。

ポイント

通信販売ではクーリング・オフは適用されませんが、広告に返品に関する表示がない場合、商品を受取った日から8日以内は返品可能になりました。送料は消費者負担です。なお、通信販売では「返品不可」の記載があれば、消費者の都合で返品はできません。ただし、商品に不具合があったり、注文した商品とは別の商品が届いた場合などは、交換や返品を求めることとなります。返品可否、条件をわかりやすく表示することになりましたので、注文前にはよく確認しましょう。また、消費者が事前に承諾していない電子メールの広告を送信することは原則禁止されています。

改正法は施行日以後の契約から適用されます。他にも重要な改正のポイントがありますので、詳しくお知りになりたい方は、経済産業省ホームページ「消費生活安心ガイド」をご覧ください。

経済産業省「消費生活安心ガイド」ホームページ <http://www.no-trouble.jp/>

クーリング・オフや契約の解除には、法律の条件があります。お気軽に市民総合相談課(市民生活センター)へご相談ください。

広告

発煙発火のおそれがあります

東芝エアコンをご愛用のお客様へ
再度のお詫びと重要なお願い

引き続きこのエアコンを捜しています

エアコン室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火する可能性があります。無償にて点検修理をさせていただいております。

【対象製品】

東芝エアコン大清快
LDRシリーズ
(1998年9月～
2000年6月製造)



東芝エアコン大清快
YDRシリーズ
(1999年9月～
2001年3月製造)



LDR、YDRシリーズ以外
○ハウジングエアコン
○石油エアコン
○ガスエアコン
○業務用エアコン
(1999年11月～2002年1月製造)

詳細につきましては、
右記の窓口まで
ご連絡ください。

【ご連絡窓口】東芝キャリア株式会社 安全サービス推進室 〒416-8521 静岡県富士市蓼原336番地
フリーダイヤル (通話料無料) 専用 TEL: 0120-444-899 専用 FAX: 0120-445-175 受付時間 平日9:00～18:00
(土・日・祝日を除く)
本件につきましては、弊社ホームページでもお知らせしています。 <http://www.toshiba-carrier.co.jp/>

ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んで深くお詫び申し上げます。

ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理します。
なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行われます。

(C33)

市民総合相談課 ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。

相談無料

■消費生活相談 TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
※週末緊急時の消費生活相談は TEL257-9002
(土・日 午前10時～午後4時, 電話相談のみ)

※消費者ホットライン ^{せうひょうよ みんなを} TEL0570-064-370
(おかけになる前にお住まいの郵便番号をご確認ください)

■多重債務相談 TEL 256-3160 ^{さいむせろ}

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

(多重債務特別相談)

開催日	開催時間
毎週水曜日	午前9時～正午
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分

いずれも1人あたりの相談時間は45分(面談のみ, 電話予約制)

■交通事故相談 TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談, 法律相談に関する問合せ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

(法律相談)

実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時	15名
	第2・第4水曜日	午後6時～8時	12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

いずれも1人あたりの相談時間は20分(面談のみ)

※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日, 第2・第4水曜日は電話予約制)

※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

■出前講座, 会議室, パネル等貸出の問合せ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角
アーパネックス御池ビル西館4F(市民生活センター)
※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部
市民総合相談課
(FAX) 256-0801
(ホームページ)

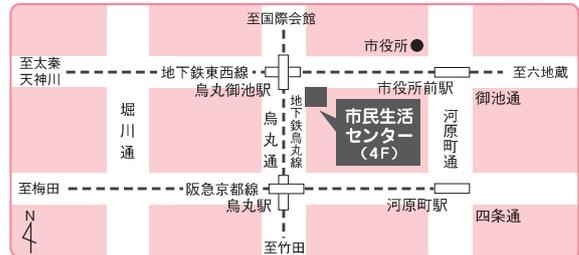
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

閉庁日

土, 日, 祝日, 年末年始
(12月29日～1月3日)

↑「インターネット消費生活相談」, 「マイシティライフへのご意見・ご要望」, 「消費者川柳応募」, 「消費者啓発ショートムービー」もこちらから

■地下鉄「烏丸御池」駅下車,
「3-1, 3-2番出口」から地上へ出てすぐ
※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの
公共交通機関をご利用下さい。



ミニクイズ

Q1 京都市で実施している消費者標語募集事業は次のうちどれでしょう?
A. <らしの仙人 B. <らしの達人 C. <らしの鉄人

Q2 日本工業規格(JIS)で規定されている衣類等の取扱い絵表示で,
は何を意味するでしょうか?
A. 水洗いはできない B. アイロン掛けはできない C. ドライクリーニングはできない

Q3 「特定商取引に関する法律」とともに, 平成21年12月1日付けで
改正施行された法律の名称は次のうちどれでしょう?
A. 消費者契約法 B. 割賦販売法 C. 製造物責任法

編集後記

寒い冬が過ぎ, ようやく春のきざしを感じるようになってきました。今号は特集ページで消費者標語「<らしの達人」の入選作品を紹介させていただきましたが, 身近な消費生活を標語や川柳として表現するのは素晴らしいことですね。

203号のミニクイズの答え: Q1 A Q2 B Q3 C

消費者川柳・ミニクイズの応募

	消費者川柳	ミニクイズ
応募資格	京都市内在住または通勤通学の方	京都市内在住または通勤通学の方
応募内容	消費生活に関する五・七・五の川柳と作品への一言コメント	解答
応募方法	ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し, 市民総合相談課へ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。	ハガキに郵便番号・住所・氏名・マイシティライフ204号の感想を記入し, 市民総合相談課へ郵送してください。
その他	毎号1作品を掲載します。作品掲載の謝礼有(図書カード3,000円分)	抽選で, 当課オリジナルグッズを3名様にお送りします。(当選は発送をもって代えさせていただきます。) 応募締切: 平成22年5月31日(必着)

発行/平成22年3月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政業務とは直接関係ありません。大豆油インクを使用しています  本誌は古紙パルプを配合しております